

## 地域経済循環創造事業交付金の交付が過大

2件 不当金額(支出) 1605万円  
(前年度 2件 9000万円)

### 1 交付金の概要

地域経済循環創造事業交付金は、交付要綱等に基づき、都道府県又は市町村(交付金事業者)が、地域の金融機関等と連携して、地域活性化に資する事業の事業化に取り組む民間事業者等(助成対象事業者)に事業化段階で必要となる経費の助成を行う場合に、その経費に対して、原則として1事業当たり5000万円を限度として、国が交付するものである。総務省は、同交付金の事業年度に助成対象事業者が事業に係るものとして初期投資等に支出した額(初期投資額)を同交付金の交付対象事業費としている。同省は、同交付金の額の確定に際して、助成対象事業者から提出された書類等に基づき、交付金事業者が作成し提出する実績報告書の添付書類である事業報告書を用いて、実施計画書に記載された計画額に対応した実績額を確認するなどして交付金の額を確定している。

### 2 検査の結果

1市1町において、本件交付金事業の交付対象事業費に交付の対象とならない経費を含めるなどしていたため、交付金計1605万円が過大に交付されていて不当と認められる。

#### <事例>

この交付金事業は、株式会社五葉フーズが、玉名市産の農産物等を高齢者向けソフト食材として加工することで新たな地域産物を創造するために製造機器の整備等に要する経費について、玉名市が助成したものである。

そして、同市は、初期投資額として、同製造機器の整備等に要した経費1億0549万円を計上した同交付金の実績報告書等を作成して総務本省に提出し、総務本省はこれを確認するなどして交付金の額を3000万円と確定して、同額を同市に交付していた。

しかし、同会社は、上記の初期投資額について、同交付金の対象とならない交付金の事業年度終了後のリース料等の経費を含めていた。

したがって、適正な初期投資額は5446万円となることから、適正な交付金の交付額を算定すると1548万円となり、交付金1451万円が過大に交付されていた。

(単位：円)

部局等	交付金事業者	助成対象事業者(事業主体)	年度	交付対象事業費	左に対する交付金交付額	不当と認める交付対象事業費	不当と認める交付金相当額
				摘要			
総務本省	新潟県中魚沼郡津南町	株式会社クリアウォーター津南	25	20億8170万	5000万	6427万	154万
				交付対象事業費について、実際の支払額を上回る概算金額により計上したり、交付金の対象とならない借地料等の経費を含めたりなどしていたもの			
総務本省	熊本県玉名市	株式会社五葉フーズ	25	1億0549万	3000万	5102万	1451万
				交付金の対象とならない事業年度終了後のリース料等の経費を交付対象事業費に含めていたもの			
計				21億8719万	8000万	1億1529万	1605万